

印西地区消防組合公告第8号

地方自治法第234条第1項の規定により、事後審査型制限付一般競争入札を次のとおり実施する。

令和6年4月22日

印西地区消防組合管理者 板倉 正直

1 事業名称

- (1) 事業名 救助工作車(Ⅱ型)購入
- (2) 納入場所 千葉県白井市復1147番地1
印西地区消防組合 白井消防署
- (3) 納入期限 令和7年3月31日(月)
- (4) 事業概要
 - ①目的 白井消防署救助工作車の更新整備
 - ②規模等 救助工作車Ⅱ型 1台
 - ③仕様 別途仕様のとおり
- (5) 入札方法 事後審査型制限付一般競争入札

2 入札参加条件

入札参加を希望する場合の資格要件は、次のとおりである。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者のほか、次のいずれかに該当する場合は参加することができない。
 - ・印西地区消防組合を構成する市(印西市及び白井市以下「関係市」という。)の令和6・7年度、印西市入札参加資格者名簿・白井市競争入札参加者適格者名簿に登録されていない者。
 - ・印西地区消防組合及び関係市の建設工事請負業者等指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を当該事業の公告の日から入札日までの間受けている者。
 - ・手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者。
 - ・当該事業の入札日前6か月以内に手形、小切手を不渡りした者。
 - ・会社更生法(平成14年法律第154号)の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者。
 - ・民事再生法(平成11年法律第225号)の適用申請した者で同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がされていない者。
 - ・印西地区消防組合建設工事等暴力団対策措置要綱の別表に規定する措置要件に該当する者。
- (2) 工事案件ごとに別表に定める入札参加資格要件を満たす者であること。

3 入札参加資料の提出等

入札参加希望者は、別表に定める届出期間内に事後審査型制限付一般競争入札参加届出書を持参若しくは書留又は簡易書留により提出するものとする。

- (1) 様式 印西地区消防組合ホームページ→入札情報からダウンロード
URL <http://fire-inzaichiku.eco.coocan.jp/>
- (2) 期間 令和6年4月22日（月）から令和6年5月8日（水）
（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- (3) 時間 午前9時から午後5時まで
- (4) 場所 印西地区消防組合消防本部総務課

4 設計図書等の配布又は縦覧又は貸出

印西地区消防組合入札約款及び本業務に係る契約書案、設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の縦覧は次のとおり行う。

- (1) 縦覧期間 令和6年4月22日（月）から令和6年5月8日（水）
（土曜日、日曜日、祝日を除く）
- (2) 縦覧時間 午前9時から午後5時まで
- (3) 縦覧場所 印西地区消防組合消防本部総務課（入札約款及び本業務に係る契約書案）
印西地区消防組合消防本部警防課（設計図書等）

5 質問及び回答

設計図書等に関して質問等がある場合は、事業担当（警防課）に電話連絡のうえ、使用印の押印された質問書により、次のとおりファクシミリ又は電子メールにて提出すること。質問締切までは何度でも質問をすることができる。

- (1) 期間 令和6年4月22日（月）から令和6年5月8日（水）
- (2) 提出先 印西地区消防組合消防本部総務課
回答は、令和6年5月15日（水）までにファクシミリ又は電子メールにて通知する。
なお質問ができる者は、別表に定める資格要件のうち「工種（業種）」「事業所の所在地」の全てを満たす者とする。

6 入札及び開札

- (1) 入札期間
別表に定める。
- (2) 入札方法
入札期間に持参若しくは書留又は簡易書留により入札すること。
落札決定に当たっては、消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札金額は税抜とすること。

(3) 開札

別表に定める。

7 落札候補者及び落札者の決定

(1) 落札候補者の決定

別表に定める。

(2) 疑義申立て

落札候補者を選出した後、疑義申立ての期間について、契約の締結を一時保留し、これを経過した後、落札者を決定する。なお、疑義申立てにより、設計の違算を確認し、当該入札を無効とした場合には、消防組合は当該入札において、生じた一切の責任を負わない。

(3) 落札者の決定

別表に定める。

8 契約の締結について

落札候補者は、落札決定の日から7日以内（休日を除く。）に当該契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第13号）の規定により議決を要する契約に係る仮契約を含む。以下同じ。）を締結しなければならない。また、期間内に契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

9 入札参加資格等確認書及び確認資料等の提出

開札後、落札候補者となった者は、別に配布する事後審査型制限付一般競争入札参加資格確認書提出要領に基づき、落札候補者として決定した日から起算して5日以内に入札参加資格等確認書及び確認資料等を持参により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

10 その他

(1) 資格確認資料作成説明会及び現場説明会は、実施しない。

(2) 資格確認資料のヒアリングは、実施しない。

ただし、記載内容が不明確で入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

(3) 入札参加者は、入札約款及び設計図書等を熟読し、入札に参加すること。

(4) 提出された届出書等は返却しない。なお、届出書等は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び同法施行令（平成13年政令第34号）等の規定により公表する場合を除き、公表し、又は無断で使用することはしない。資格確認資料は、返却しない。なお、公表し、又は無断で使用することはしない。

(5) 納期は、事情により変更することがある。

11 問い合わせ先

印西地区消防組合消防本部

入札担当 総務課 電 話 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 4 2

事業担当 警防課 電 話 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 6 2

F A X 0 4 7 6 - 4 6 - 9 9 1 4

E-mail fire-inzaichiku@nifty.com

印西地区消防組合公告第8号 別表

入札に関する事項			
1 事業概要			
事業名	救助工作車（Ⅱ型）購入		
納入場所	印西地区消防組合 白井消防署	納期	令和7年3月31日まで
概要	白井消防署救助工作車の更新整備		
予定価格	¥168,717,340円（税抜）		
2 入札参加条件			
資格要件	工種（業種）（※1）	車両（特種用途自動車）	
	事業所の所在地（※1）	なし	
	その他事業に必要な資格条件	保守、点検、修理、物品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できる体制を有していること。	
3 入札参加資料の提出等			
届出期間	令和6年4月22日（月）から令和6年5月8日（水） 午前9時から午後5時まで 入札参加資料等の提出を書留又は簡易書留とすることができる。		
届出書類	事後審査型制限付一般競争入札参加届出書		
4 設計図書等の交付等			
交付期間	令和6年4月22日（月）から令和6年5月8日（水） 午前9時から午後5時まで		
5 質問及び回答			
質問	令和6年4月22日（月）から令和6年5月8日（水）午前9時から午後5時まで		
回答	令和6年5月15日（水）までにファクシミリ又は電子メールにて通知する。		
6 入札及び開札			
入札期間	令和6年5月20日（月）から令和6年5月21日（火） 午前9時から午後5時まで 入札書等の提出を書留又は簡易書留とすることができる。		
開札	令和6年5月22日（水）午前9時30分以降、公告の番号順に行う。 入札者が一人の場合でも、落札決定を行う。		
7 落札候補者、入札参加資格確認及び落札者の決定			
落札候補者の決定	予定価格の範囲内で、最低価格をもって入札した者を落札候補者として決定する。		
事後審査書類の提出	入札参加資格等確認書及び確認資料を持参により提出。		
備考	本事業の契約は仮契約となるため、印西地区消防組合議会の可決があったとき、本契約としての効力を生ずる。		
事業担当	印西地区消防組合消防本部警防課 担当 警防係 （電話） 0476-46-9962 （ファクシミリ） 0476-46-9914 （電子メール） keibou-inzaichiku@nifty.com		

（※1）令和6・7年度、印西市入札参加資格者名簿・白井市競争入札参加者適格者名簿に登載されている者。

物品類売買仮契約書

1. 事業の名称 救助工作車（Ⅱ型）購入
2. 納入場所 千葉県白井市復 1147 番地 1
印西地区消防組合 白井消防署
3. 納入期限 令和 7 年 3 月 3 1 日
4. 契約金額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)
5. 契約保証金

上記の物品類売買契約について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって物品類売買契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

なお、この契約は「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」（昭和 39 年印西町条例第 13 号）第 3 条の規定による令和 6 年第 1 回印西地区消防組合議会臨時会の議決を得るまで仮契約とし、議決を得たときに、これを本契約とみなす。ただし、議会の可決を得られないとき、この契約は無効となり発注者は損害賠償の責は負わない。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 6 年 月 日

発注者 住所 千葉県印西市牧の原二丁目 3 番地
印西地区消防組合
氏名 管理者 板倉 正直 印

受注者 住所
氏名 印

(総則)

第1条 発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び設計図書を内容とする物品類売買契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、この契約の目的である物品を契約書記載の納入期限内に、納入するものとし、発注者はその契約代金を支払うものとする。

3 受注者は、物品を納入する場合において、設計図書にその品質が明示されていないときは、中等以上の品質のものを納入しなければならない。

4 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。

6 この約款及び設計図書における期間の定めについては、この契約書又は設計図書等に特別の定めがある場合を除き、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

7 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

8 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定により協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の物品類売買代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、物品類売買代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

(秘密の保持等)

第4条 受注者は、当契約の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

2 受注者は、当契約の履行過程において得られた記録簿等を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。

(担当職員)

第5条 発注者は、担当職員を置いたときは、その氏名等を受注者に通知しなければならない。担当職員を変更したときも、同様とする。

2 担当職員は、この約款の他の条項に定めるもの及びこの約款に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて担当職員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。

- (1) 発注者の意図する納品を完了させるための受注者に対する指示。
 - (2) この約款及び設計図書の記載内容に関する受注者の確認の申出、又は質問に対する承諾、又は回答。
 - (3) この契約の履行に関する受注者との協議。
 - (4) この契約の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の調査。
- 3 発注者は、2名以上の担当職員を置き、前項の権限を分担させたときにあつては、それぞれの担当職員の有する権限の内容を、担当職員にこの約款に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあつては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第2項の規定による担当職員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 この約款に定める書面の提出は、設計図書に定めるものを除き、担当職員を経由して行うものとする。この場合においては、担当職員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が担当職員を置かないときは、この約款に定める担当職員の権限は、発注者に帰属する。(納品書等の提出等)
- 第6条 受注者は物品を納品するときは、発注者の定める項目を記載した納品書を発注者に提出しなければならない。
- 2 受注者は、物品を納品するときは、あらかじめ指定された場合を除き、一括して納入しなければならない。ただし、発注者がやむを得ない理由があると認めるときは、分割して納入することができる。
- 3 受注者は、発注者に納入した物品は原則として、検収に不合格となったものを除いて持ち出すことはできない。(納入期限の延長等)
- 第7条 受注者は、納入期限内に物品を納入することができないときは、その理由を明示して、発注者に納入期限の延長を申し出ることができる。
- 2 前項の規定による申し出があつた場合において、その理由が受注者の責に帰することができないものであるときは、発注者は、相当と認める日数の延長を認めることがある。(契約内容の変更等)
- 第8条 発注者は必要があるときは、受注者と協議の上、この契約の内容を変更し、又は物品の納入を一時中止させることができる。この場合において契約金額又は納入期限を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定める。(天災その他不可抗力による契約内容の変更)
- 第9条 契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済事勢の激変により契約内容が著しく不相当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は相手方と協議の上、契約金額、その他の契約内容を変更することができる。(検収)
- 第10条 発注者は第6条第1項の規定により受注者から納品書の提出があつたときは、その日から起算して10日以内に発注者又は発注者が検収を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という。)の職員をして検収を行うものとする。
- 2 前項の検収を行う場合において、必要があるときは、発注者はその理由を通知して、破壊もしくは分解又は試験により検収を行うことが出来る。
- 3 受注者は、あらかじめ指定された日時及び場所において、第1項の検収に立ちあわなければならない。
- 4 受注者は、第1項の検収に立ちあわなかったときは、検収の結果について異義を申し立てることができない。

- 5 発注者は、必要があるときは、第1項の検収のほか、納入が完了するまでにおいて、品質等の確認検収を行うことができる。この場合、第2項から第4項までの規定を準用する。
- 6 第1項及び前項の検収に直接必要な費用並びに検収のため、変質、変形、消耗又はき損した物品にかかわる損失は、すべて受注者の負担とする。
- 7 受注者は、第1項の検収に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検収を受けなければならない。この場合において、修補の完了を物品類納入の完了とみなして第2項から第6項までの規定を準用する。

(契約代金の支払い)

- 第11条 受注者は、物品の納入が完了し、かつ発注者の検収に合格したとき又は第13条第2項の協議が成立したときは契約代金を請求することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、物品を分割して納入し発注者の検収に合格したときは、当該納入物品に係る契約代金を請求することができる。ただし、設計図書等において納入が完了し、かつ発注者の検収に合格したときに一括して契約代金を支払うと定めたときはこの限りではない。
 - 3 発注者は、前2項の請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に、契約代金を支払わなければならない。
 - 4 発注者が、前項の期間内に契約代金を支払わないときは、受注者は発注者に対して支払い遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

(引換え又は手直し)

- 第12条 受注者は、納入した物品の全部または一部が第10条第1項の検収に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、設計図書等に適合した物品を納入しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受注者は、発注者により引換え又は手直しのための期間を指定されたときは、その期間内に設計図書等に適合した物品を納入しなければならない。
 - 3 受注者は、前2項の規定により引換え又は手直しが完了したときは、その物品を納入場所において発注者に納入するとともに、第6条第1項に定める納品書を発注者に提出しなければならない。
 - 4 発注者は、前項の規定により受注者から納品書の提出があったときは、その日から起算して10日以内に検収を行うものとする。
 - 5 第10条第2項から第4項まで及び第6項の規定は、前項の検収について準用する。

(減価採用)

- 第13条 発注者は第10条第1項又は前条第4項の検収に合格しなかった物品等について、その契約の内容に適合しない程度が軽微であり、かつ、使用上支障がないと認めるときは、契約金額を減額して採用することがある。
- 2 前項の規定により減額する金額については、発注者と受注者とが協議の上、定めるものとする。

(所有権の移転、引渡し及び危険負担)

- 第14条 物品の所有権は、検収に合格したとき、又は前条第2項の協議が成立したときに、受注者から発注者に移転し、同時にその物品は、発注者に対し引き渡されるものとする。
- 2 前項の規定により所有権が移転する前に生じた物品についての損害は、すべて受注者の負担とする。

(契約不適合責任)

- 第15条 発注者は、納入した物品が品質不良、変質、数量の不足その他契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、別に定める場合を除き、受注者に対して、物品の補修又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 物品の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受け見込みがないことが明らかであるとき。

(契約不適合責任期間等)

第16条 発注者は、引き渡された物品に関し、第14条第1項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から3年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。

- 2 前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 3 発注者が第1項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第6項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 4 発注者は、第1項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 5 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 6 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 7 発注者は、物品の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 8 引き渡された物品の契約不適合が設計図書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(発注者の任意解除権)

第17条 発注者は、物品の納入が完了するまでの間は、次条又は第17条の3の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(発注者の催告による解除権)

第17条の2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 第3条第3項に規定する書類を提出せず、又は虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (2) 納入期限内に物品を納入することができないとき又は納入期限後相当の期間内に物品を納

入する見込みがないと認められるとき。

- (3) 正当な理由なく、第15条第1項の履行の追完がなされないとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

(発注者の催告によらない解除権)

第17条の3 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に関して公正取引委員会が、受注者（受注者が協同組合又は共同企業体（以下「協同組合等」という。）である場合については、その代表者又は構成員。次号において同じ。）に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条第1項の規定による措置を命じ、当該命令が確定したとき、又は独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該命令が確定したとき。
- (2) この契約に関して受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (3) 第3条第1項の規定に違反して物品類売買代金債権を譲渡したとき。
- (4) 第3条第3項の規定に違反して譲渡により得た資金を当該業務の履行以外に使用したとき。
- (5) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (6) 受注者がこの契約の成果物の完成の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (7) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (8) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (9) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に物品類売買代金債権を譲渡したとき。
- (11) 第18条又は第18条の2の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (12) 受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員であると認められるとき。
 - ロ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除

を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第17条の4 第17条の2各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(発注者の損害賠償請求等)

第17条の5 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

(1) 納入期限内に物品を納入することができないとき。

(2) この契約の成果物に契約不適合があるとき。

(3) 第17条の2又は第17条の3の規定により成果物の引渡し後にこの契約が解除されたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、物品類売買代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第17条の2又は第17条の3の規定により成果物の引渡し前にこの契約が解除されたとき。

(2) 成果物の引渡し前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。

3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

4 第1項各号又は第2項各号に定める場合(前項の規定により第2項第2号に該当する場合とみなされる場合を除く。)がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第1項及び第2項の規定は適用しない。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における印西市契約事務規則(平成18年規則第19号)第29条第1項に規定する違約金の率で計算した額(100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。)とする。

(受注者の催告による解除権)

第18条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(受注者の催告によらない解除権)

第18条の2 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により契約の内容を変更したため物品類売買代金が3分の2以上減少したとき。

(2) 第8条の規定による物品の納入の中止の期間が3月以上に及ぶとき又は契約期間の3分の2以上に及ぶとき。

(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)

第18条の3 第18条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

(受注者の損害賠償請求等)

第18条の4 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第18条又は第18条の2の規定によりこの契約が解除されたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。

2 第13条第2項の規定による物品類売買代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率で計算した額（100円未満の端数があるとき又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(解除に伴う措置)

第19条 発注者は、契約が解除された場合においては、分割納入した物品を検収の上、当該検収に合格した部分および部分払いの対象となった契約代金の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた分割納入した物品に相応する契約代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、分割納入した物品を最小限度破壊もしくは分解又は試験により検収することができる。

2 前項の場合において検収又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

3 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失またはき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

(談合その他不正行為に係る賠償金の支払い)

第20条 受注者は、第17条の3第1号又は第2号のいずれかに相当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を発注者が指定する期限までに支払わなければならない。受注者がこの契約を履行した後も同様とする。ただし、同条第1号において、命令の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項第3号及び同項第6号に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他発注者が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、発注者は、発注者の生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、受注者に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

3 前2項の場合において、受注者が協同組合等であるときは、代表者又は構成員は、賠償金を連帯して発注者に支払わなければならない。受注者が既に協同組合等を解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

(業務妨害又は不当要求に対する措置)

第21条 受注者は、この契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

暴力団等（暴力団対策法第2条に規定するものをいう。）から工事妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第22条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、印西地区消防組合建設工事請負業者等指名停止措置要綱（令和3年告示第4号）の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の再委託業者が報告を怠った場合も同様とする。

(延滞違約金)

第23条 受注者の責に帰すべき理由により納入期限までに物品を納入することができない場合において、納入期限後相当の期間内に物品を納入する見込みのあるときは、発注者は受注者から遅延違約金を徴収して納入期限を延長することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、納入期限の翌日から納入した日までの日数に応じ、この契約の締結日における印西市契約事務規則（平成18年規則第19号）第29条第1項に規定する違約金の率で計算した額とする。

3 前項の規定にかかわらず、納入した物品の一部が第10条第1項又は第12条第4項の検収に合格したときは、第1項の遅延損害金の額は、契約金額から当該検収に合格したものの契約金額相当額を控除した金額を基礎として計算する。

4 第12条第2項の規定により引き換え又は手直しの期間を指定した場合において、当該引換え又は手直しに係る物品が指定した期間経過後に納入されたものであるときは、当該物品に係る遅延違約金は、納入期限の翌日から計算する。

5 前各項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検収に要した日数を算入しない。

（相殺）

第24条 発注者は、受注者に対して有する金銭債権があるときは、受注者が発注者に対して有する契約代金請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

第25条 受注者は、この契約の実施に当たり、関係諸法令を遵守しなければならない。

（補 則）

第26条 この約款に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知及び監督)

第3 受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知し、遵守するよう監督しなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された、文書、図画及び電磁的記録（以下「資料等」という。）を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。また、承諾は書面によるものとする。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに発注

者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報を取り扱う事務従事者の明確化)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために特定個人情報を取り扱う事務従事者を報告しなければならない。

(特定個人情報の取扱いについての報告)

第11 受注者は、発注者から要求のあった場合は、特定個人情報の取扱いの遵守状況について、書面により報告しなければならない。

(特定個人情報の取扱いについての現地調査)

第12 発注者は、特定個人情報の取扱いについて、必要が生じた場合は、受注者の了解を得て、受注者の事業所を現地調査することができる。なお、調査にあたっては受注者の立会いを求めるものとする。

(事故発生時の報告)

第13 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第14 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

1 個人情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

行政情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、行政情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための行政情報の取扱いに当たっては、行政等の権利利益を侵害することのないよう、行政情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(事務従事者への周知)

第3 受注者は、その事務に従事する者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た行政情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、行政情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第4 受注者は、この契約による事務に係る行政情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の行政情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(収集の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を処理するために行政情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な最小限の範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(行政情報の目的外利用及び提供の禁止)

第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た行政情報を、当該事務を履行するため以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写等の禁止)

第7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された行政情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するための行政情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

(資料等の返還等)

第9 受注者は、この契約による事務を処理するため発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した行政情報が記録された資料等をこの契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(事故発生時における報告)

第10 受注者は、この行政情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。契約が完了し、又は解除された後においても同様とする。

(契約の解除及び損害賠償)

第11 発注者は、受注者がこの行政情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

注

1 行政情報取扱事務の委託の実態に即して、適宜、必要な事項を追加し、又は不要な事項を省略するものとする。

情報セキュリティ特記事項

(行政情報の管理及び取扱い)

第1 受注者は、行政情報を取り扱うシステムにパスワード等によるアクセス制限を行わなければならない。

(記録媒体の管理)

第2 受注者は、行政情報を記録した取り外し可能な記録媒体を保管する場合、外部からの脅威にさらされないよう施錠ができるなど安全な場所に保管し、適切に管理しなければならない。

(記録媒体の処分)

第3 受注者は、記録媒体が磨耗等により不要となった場合は、当該媒体に記録されている行政情報をいかなる方法によっても復元できないように消去等を行った上で廃棄しなければならない。

第4 受注者は、行政情報を記録した記録媒体の廃棄は、廃棄を行った日時、担当者及び処理内容を記録し、発注者に報告しなければならない。

(情報システムの搬入・搬出)

第5 受注者は、機器等を搬入・搬出する場合は、あらかじめ既存情報システム等に対する安全性について、可能である場合には調査し、発注者に報告するものとする。

なお、調査が困難である場合には、発注者に確認する等適切な対応を行うものとする。

第6 機器等の搬入・搬出には、発注者及び受注者が立ち会うものとする。

(設置に係わる事項)

第7 受注者は、停電及び電圧異常等によりデータ等が破壊され、業務処理に支障を来す恐れのある情報システムの機器の電源は、当該機器を適切に停止するまでの間に必要な電力を供給する容量の予備電源を備え付ける等の措置を講じなければならない。

第8 受注者は、配線が傍受又は損傷等を受けることがないように可能な限り必要な措置を講じなければならない。

第9 受注者は、設置する情報システム等の動作に影響を及ぼさない場所を考慮し、設置しなければならない。

第10 受注者は、設置する情報システム等を盗難より防止するための物理的措置を講じなければならない。

第11 受注者は、情報システムを組合の施設以外に設置する場合は、発注者の許可を得ると共に、情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(作業に係わる事項)

第12 受注者は、機器等の管理及び保守に従事させる者を発注者の許可を得て、その設置場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携帯させなければならない。また発注者から身分証明書の提示を求められた場合には、提示しなければならない。

- 第13 受注者は、業務目的以外での情報システムの使用を行ってはならない。
- 第14 受注者は、成果品（保守の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、発注者の承認を得たときは、この限りでない。
- 第15 受注者は、発注者の許可を得ずに、記録媒体等を執務室外に持ち出してはならない。
- 第16 受注者は、発注者の許可を得ずに、情報システムの機器を執務室外に持ち出してはならない。
- 第17 受注者は、いかなる場合にも知り得た情報を他に漏らしてはならない。
（パスワード等の管理）
- 第18 受注者は、自己の保有するパスワードについて、不用意にもらしたりメモを作ったりしないようにするなど、パスワードの秘密保持に努めなければならない。
- 第19 受注者は、I Cカード又はユーザーI D等を適切に管理しなければならない。
（仕様書等の管理）
- 第20 受注者は、当該システムの仕様書等を最新の状態にしなければならない。また、システムの仕様変更等の処理を行った場合は、その記録を作成し、発注者に報告しなければならない。
（侵害記録の作成）
- 第21 受注者は、当該システムに侵害が発生した場合は、その記録を作成し、発注者に報告しなければならない。
（発注者以外のネットワークとの接続）
- 第22 受注者は、当該情報システムを発注者以外のネットワークとの接続する場合、ネットワーク構成、機器構成及び情報セキュリティレベル等を詳細に検討し、情報資産に影響が生じないことを確認したうえで、発注者の許可に基づき接続しなければならない。
- 第23 受注者は、発注者以外のネットワークとの接続を行うことでネットワークの安全性が脅かされることの無いようにセキュリティ対策に努めなければならない。
- 第24 受注者は、接続した発注者以外のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを物理的に遮断しなければならない。
- 第25 受注者は、発注者のネットワークの情報セキュリティに問題が認められた場合には、速やかに当該ネットワークを、発注者以外のネットワークから遮断しなければならない。
（情報システムの追加・変更）
- 第26 受注者は、情報システムのソフトウェアを追加・変更する場合は、情報セキュリティ上問題にならないかどうか確認後、発注者の許可を得なければならない。
- 第27 受注者は、ソフトウェアを追加・変更する場合は、既に稼動している情報システムに接続する前に十分な試験を行わなければならない。
（情報システムの変更管理）

第28 受注者は、情報システムを追加、変更した場合は、その際の設定・構成等の履歴を記録・保存し、必要な場合には復旧できるようにしなければならない。

(情報システムの保守及び更新)

第29 受注者は、情報システムに情報セキュリティに関する不具合が生じた場合は、速やかに対応を行わなければならない。

第30 受注者は、情報システムのソフトウェアの更新については、計画的に実施しなければならない。

(機器の修理及び廃棄)

第31 受注者は、情報システムの機器を修理する場合、又は貸借期限終了等により廃棄する場合、可能な範囲でバックアップを取らなければならない。

第32 受注者は、情報システムの機器を修理により、組合の施設外に機器を持ち出す場合、記録媒体内の全ての行政情報を消去しなければならない。なお、行政情報の消去が難しい場合は、発注者の立ち会いのもと、組合の施設内において作業を行わなければならない。

第33 受注者は、貸借期限終了等により廃棄する場合は、記録媒体内の全ての行政情報を消去しなければならない。

(機器構成の変更)

第34 受注者は、情報システムの機器の増設・交換を行う必要がある場合には、発注者の許可を得なければならない。

(ウイルス対策)

第35 受注者は、情報システムにウイルス対策ソフトを導入しなければならない。

第36 発注者は、ウイルスチェック用のパターンファイルを常に最新のものに更新しなければならない。

第37 受注者は、ウイルスに関する情報の収集に努め、当該情報システムに影響を及ぼす可能性がある場合には、その情報を発注者に伝え、注意を喚起しなければならない。

第38 発注者は、当該情報システムにおいて、コンピュータウイルスが発見されたときは、速やかに受注者に報告しなければならない。

(不正アクセス対策)

第39 発注者は、情報システムのセキュリティに関する情報を常に収集し、受注者より修正プログラムの提供があった時は、速やかに対応しなければならない。

第40 発注者は、情報システムに不正アクセスの疑いがある場合には、受注者に報告しなければならない。なお、このとき、受注者は適切な措置を講じなければならない。

(法令等遵守)

第41 受注者は、以下の法令等を遵守する。

(1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)

(2) 著作権法(昭和45年法律第48号)

- (3) 行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報の保護に関する法律（昭和63年法律第95号）
- (4) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (5) 印西地区消防組合議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年条例第1号）

暴力団排除等に係る契約解除と損害賠償に関する特約

(総則)

第1条 この特約は、この特約が添付される契約と一体をなす。

(表明確約)

第2条 契約の相手方(以下「受注者」という。)は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。以下同じ。)の役員等(個人である場合はその者を、法人である場合にはその代表者、非常勤を含む役員、その支店若しくは営業所を代表する者又は経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定するものをいう。以下同じ。)である。

(2) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者に不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。)又は暴力団員を利用するなどしている。

(3) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。

(4) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

(5) 法人等の役員等が、暴力団、暴力団員又は第1号から第4号に該当する法人等であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている。

2 受注者は、前項各号のいずれかに該当する者を下請負人等(下請負人(下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。))。受任者(再委任以降のすべての受任者を含む。))及び下請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。)としないことを確約する。

(暴力団等排除に係る解除及び賠償)

第3条 印西地区消防組合(以下「発注者」という。)は、契約の定めるところの暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者により契約を解除した場合は、これにより生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(関係機関への照会)

第4条 発注者は、暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者の排除を目的として、必要と認める場合には、受注者に対して、受注者又はこの契約の下請負人等の役員等についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。

2 発注者は、受注者から提供された情報を所轄の警察署に提供することができる。

3 受注者は、発注者が前項に基づき警察署へ情報の提供をすることについて、承諾するも

のとする。

(工事若しくは業務妨害又は不当要求に対する措置)

第5条 受注者は、契約の履行に当たり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から工事若しくは業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(2) 受注者は、自ら又は下請事業者が暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、受注者に速やかに報告するよう当該下請業者を指導すること。また、下請業者から報告を受けた際は速やかに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(遵守義務違反)

第6条 発注者は、受注者が前条に違反した場合は、印西地区消防組合建設工事等暴力団対策措置要綱(平成29年告示第3号)の定めるところにより、指名停止の措置を行う。受注者の下請事業者が報告を怠った場合も同様とする。

仕 様 書

救助工作車
(Ⅱ型)

令和6年度

印西地区消防組合

1 総則

- (1) この仕様書は印西地区消防組合（以下「消防組合」という。）が購入する救助工作車 II 型（以下「車両」という。）の製作に関する一切に適用する。
- (2) 車両の製作は、この仕様書および製作承認図等（契約後受注者にて製作すること）に従うとともに、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱に適合していること。
- (3) 車両は、道路運送車両法および道路運送車両法の保安基準に適合し、緊急自動車としての承認が得られること。
- (4) 車両の艤装製作は、消防用車両の安全基準検討委員会が定める「消防用車両の安全基準について」の項目を満足し、品質確保、環境配慮の観点から、ISO9001、ISO14001 認証取得による品質管理システムによって製造が行われていること。
- (5) 受注者は、契約にあたりこの仕様書を了承し、不審な点については、担当員に質問し十分に熟知した上で契約すること。
- (6) 受注者は、契約後仕様書詳細について担当員と打合せを行い、製作承認図等を提出し、承認を得て製作に着手すること。
- (7) 受注者は、契約後製作にあたりこの仕様書に疑問が生じた場合は、担当員に連絡の上承認または指示を受けること。
- (8) 受注者は、製作にあたりこの仕様書を変更する必要がある場合には、担当員と打合せの上、変更承認図を提出し、承認を得ること。
- (9) 受注者は、製作全般にわたり厳重な検査を実施すること。
- (10) 受注者は、設計、製作、材料、部品等に関し、特許その他権利上の問題が発生した場合には、その責任を負うこと。
- (11) 受注者は、製作工程表に基づき、次の検査を受けること。
 - ア 艤装中間検査（各装備品が仮設置できる時点とし、受注者製作工場にて実施）
 - イ 完成検査（本仕様書、承認図に基づき次の検査を実施する）
 - (1) 艤装全体の検査
 - (2) 付属品数及び機能検査
 - (3) 各装備及び消防資機材の検査
- (12) 納期及び納入場所は、次のとおりとする。
 - ア 納期：令和7年3月31日
 - イ 納入場所：印西地区消防組合 白井消防署
千葉県白井市復1147番地1
新規検査および新規登録を受け、白井消防署に納入すること。
 - ウ 登録諸費用：登録に関する一切の経費については受注者が負担する。但し、自動車重量税、自動車損害賠償責任保険料（24ヶ月）およびリサイクル料金は、発注者が負担する。
 - エ 検査依頼は、実施予定日の10日前までに消防組合へ提出すること。
 - オ 検査不合格の場合は、不具合等の内容及び改善対策事項を記載した書類を速やかに提

出し承認を受けること。

- カ 承認を受けた事項については、ただちに改善し消防組合へ改善完了の書類を速やかに提出すること。なお、完成検査における検査不合格は、再検査を受けること。
- キ 廃車については、車両納入後、消防組合が従来使用していた車両を、消防組合の手続きが完了した後に、必要書類を（一時抹消登録）速やかに提出すること。
- ク 納入に至るまでの検査及び故障、修理に要した費用の一切は受注者の負担とする。
- ケ 保証期間は、完成車の納入日から1年間（塗装は3年間）とする。ただし、保証期間後といえども、設計不良、工作不良に起因する不具合等が生じた場合には無償で交換、部品の取り換え、又は修理を行うこと。（メーカーにより保障期間が1年以上である場合にはその期間とする）
- コ エンジンキー及びボックス等の施錠の鍵は、全て一種6組とする（うちキーレス2組）

2 提出書類

- ア 受注者は、契約後次の書類を2部提出すること。
 - ア 製作工程表
 - イ 製作承認図（外観5面図、ボックス内艤装図、キャブ内艤装図）
 - ウ 製作工場ISO登録証の写し（契約時に提出）
- イ 受注者は、納入時に次の書類を2部提出すること。
 - ア 完成図面、
 - イ 電気配線図
 - ウ シャシ取扱説明書
 - エ 主要装置取扱説明書（ウインチ、発電機付照明装置、クレーン）
 - オ 照明装置性能試験成績表
 - カ 転覆角度実測証明書
 - キ 重量実測証明書
 - ク 悪路走行試験実施証明書
 - ケ 写真・カラーコピーA4（外観5面）
 - コ 旋回軌跡図
 - サ その他消防組合が指示するもの。

3 シャシ

(1) シャシ諸元

- ア 5.5トン級消防専用ダブルキャブオーバー型(増トン)
- イ 駆動方式 : 四輪駆動方式
- ウ トランスミッション : マニュアルトランスミッション
- エ エンジン排気量 : 5000cc以上
- オ ホイルベース : 4000mm

カ 乗車人員	: 5名 (前部2名、後部3名)
キ 操舵装置	: パワーステアリング
ク バッテリー	: 145G51R型同等以上
ケ オルタネーター	: 24V90A以上
コ 安全装置	: ABS装置及びエアバック (運転席)
サ チルト装置	: 電動油圧式
シ 燃料タンク容量	: 100L以上
ス タイヤ	: オールシーズンタイヤアルミホイール付き (本艙装において適したサイズとすること)
セ スタッドレスタイヤホイール付き	
ソ 足回り強化	: 本艙装において耐えることができる強化を施すこと
タ タイヤハウス	: タイヤチェーンの着脱が容易にできるようクリアランスを十分に設けること。
チ 最大積載量	: 3.0t以上
ツ エンジン出力	: 74kw (100ps) 以上

(2) 装備品

ア メッキグリル同等以上	
イ ドア乗降用手摺、フロント上部乗降用手摺	
ウ バッテリーメインスイッチ (運転席右側移設)	
エ 助手席電動格納式ミラー	
オ ヒーター付サイドミラー	
カ LEDヘッドライト	
キ フォグランプ	
ク サイドバイザー (各ドア取付)	
ケ サンバイザー (運転席・助手席)	
コ FM/AMチューナー	
サ 坂道発進補助動力装置	
シ 泥除け	
ス エンジン回転計	
セ エンジン油温計	
ソ エアコン (シャシ純正) 及びリアクーラー	
タ オイルパンヒーター	

(3) 付属品

ア フロアマット (前席・後席分)	: 1式
イ タイヤチェーン	: 1式
ウ スペアタイヤ (アルミホイール付)	: 前後各1本
エ 標準工具	: 1式

オ オイルパンヒーター用コード 10m : 1本

4 キャブ構造

(1) 外観

キャビン外観は、次のとおりとする。

ア キャブはハイルーフキャブ後部拡張型とし、主要材料は重量軽減のためCFRPを主として、アルミ等の金属の複合構成とする。以下に掲げる仕様とすること。

イ ハイルーフ上部には静荷重 300kg 以上、動荷重 150kg 以上の強度を有したルーフステージ（幅 1,500 mm、長さ 1,300 mm）を設け、対空表示を記入するとともに、支点リング（耐荷重 50kg）を 6 個以上設けること。なお、三連梯子を車上伸梯するための円形状の取り外し可能なブラケットを設け、強度を保つこと。

ウ 各ドアのフェンダー部及び踏み込み部分にアルミ化粧板を張り滑り止め措置を施すこと。（詳細別途協議）

エ 消防章(150 mm)をフロントグリル中央に台座を設け強固に取り付けること。

オ 散光式警光灯は多角度照射型でキャブ上部前方中央及び左右に設け、省電力で玉切れの少ない LED 製とし、車両側方及び前方一帯を照射できる配置とする。なお、下記内容で取付けるものとする。

- ① 散光式警光灯 大阪サイレン製 MRA-B310
- ② 点滅パターン 切替機能付

カ 電子サイレン用スピーカーをキャブ上部中央に埋め込み一体型で設けること。また、前方音量を確保しながら、逆位相を利用して車内への音量を大幅に削減できるようにすること。なお、下記内容で取付けるものとする。

- ① スピーカー 大阪サイレン製 アクティブ制御スピーカー SP-30
- ② 防雪カバー付

キ フロントグリルに 4 個、フロントバンパー前面及びフロントバンパー両側面下部に、LED 式赤色点滅灯各 2 個を体裁よく取付けること。なお、フロントバンパーは保護枠付きとする。

ク モーターサイレン(自動吹鳴装置付)はルーフ天井に内蔵型で突起せず、キャブ内への遮音性に配慮の構造で取付けること。

ケ 後部座席の電動格納昇降ステップは、アルミ縞板張りとし、滑り止め措置を施すこと。

コ キャブ全ドア下部のステップ付近に、ドア開放とともに点灯するステップ灯(LED 製)を取付けること。

サ 屋根前部の左右にフロントガラスメンテナンス用の手摺を設けること。

シ エンジン点検用の照明灯(LED)を設けること。

ス ルーフステージ昇降用の梯子及びステップを両側に設けることとし、滑り止め加工として穴抜きパイプ型(靴底キャッチャー)とすること。

2 室内

前座席床面には、確実に固定できる方法でフロアマットを張るとともに、貫通部等を通してエンジンルームの騒音が、キャブ内に伝わらないよう十分に防音措置を講ずること。また、後部座席の床面はロンリウム貼りとし、前席とはウォークスルーに近い構造とする。

ア キャビン内前部は、次のとおりとする。

- ① 前部隊員席は2席とし、室内高をキャビン標準+140mm程度高くすること。
- ② 運転席は、超防汚シート付背面リクライニング式で、超防汚シートカバー付きとし、センター足元に収納ボックスを設けること。
- ③ 助手席は、超防汚シートカバー付きとし、呼吸器埋め込み型レスキューシート(ボストロムシート)とすること。(座面は撥ね上げ可能型)
- ④ 超防汚シートカバーは厚手で、防水・撥水効果のあるものとする。
- ⑤ 前部座席中央を取り外し、アンダーコート塗装を施したコンソールボックスを設けること。(形状については別途協議)
- ⑥ 携帯拡声器やヘルメット、その他資機材を任意取付できるようセンタールーフコンソール前面にパンチング(ゴム貼り付)を施すこと。
- ⑦ キャビン前部にルーフコンソールを設け、ゴムマット、脱落防止用ネット取付け用フック又はパンチング扉、落下防止用の立上げを施すこと。(詳細別途協議)
- ⑧ 各装置の電装用スイッチパネルは、コンソールボックスタイプとし、全席中央部分に集中させるか、前席オーバーヘッドスペースに次に掲げるものの操作が容易に行えるよう設け、銘板を付すこと。
 - (ア) AVMモニター架台
 - (イ) 10連スイッチボックス
 - (ウ) 音声合成式電子サイレン
 - (エ) モーターサイレンスイッチ 自動吹鳴装置付
 - (オ) マグネットコンセント通電確認灯
 - (カ) 電子サイレンアンプ用マイク掛け
 - (キ) 車載型無線機
 - (ク) 100V AC コンセント
 - (ケ) USB コンセント
- ⑨ 助手席にLEDフレキシブルマップランプ(調光機能付)を設けること。
- ⑩ キャビン内に大型のデジタル電波時計(日付・温度・湿度含む)を設けること。(設置位置 別途協議)
- ⑪ キャビンルームミラーに換えて8インチ程度の液晶モニター付きのバックアイカメラ(アドバンスモニター)を設けること。
- ⑫ 車両全周囲を確認できるモニターカメラ(アドバンスモニター)を取付けること。なお、バックアイカメラのモニターと連動することとし、切替スイッチを運転席から手元操作しやすい位置に設けること。(型式、設置位置別途協議)

イ 後部隊員席は次のとおりとする。

- ① キャブ後部左右扉は、キャブ内で着替えた後の装備状態でも乗降し易いように、幅 800mm 高さ1,800mm 以上、開閉角度は前ヒンジ式90度以上とし、後席の乗降のためにドアの開閉に連動する2段の階段式昇降ステップと、安全な昇降のために必要な位置にステンレス製の手摺を両側に設けること。
- ② 後部ドア開放時の安全対策としてサイド及び内側に黄色の反射テープを張り付けるとともに、ドア内側には注意を促すため、「開放時注意」等のロゴを張り付けること。
- ③ 後部席には視認性・安全性を高めるため、次の位置にそれぞれの窓を両側に設けることとし、これらの窓面積は合計 1.8 m²以上とする。また、いずれの窓もプライバシーシールド及び車内温度上昇低減フィルム施工とする。
 - (ア) 後部席ドア上部に、高所の現場確認のためのウインドウ
 - (イ) 後部席で着座の状態の目線位置に、前席からの操作でも開閉可能なパワーウインドウ
 - (ウ) 後部席ドア下部に、巻き込み防止や路肩の障害物の確認のためのウインドウ
 - (エ) Bピラー部に、後部席から斜め前方のミラーを介して斜め後方の安全確認をするための縦長のウインドウ
- ④ 前部隊員席と後部隊員席を貫通し隊員との情報伝達・共有が容易にできるとともに、貫通接続部の防水対策を十分に施すこと。なお、後部隊員席背面と貫通接続部までの間隔は 1200 mm以上を確保することとし、シャシ後軸側(荷台側)にキャビン設けない居住性に優れたキャビンとすること。
- ⑤ 後部隊員席の室内高は1,880 mm以上(ミッション部は1,700 mm以上)を確保すること。後部隊員席着席時に前方視界が妨げにならぬよう開口部を確保すること。キャブ後部の床面の幅は 2,000 mm以上とし、後部席の居住空間を大幅に広げること。
- ⑥ 後部隊員座席は、3席とし、それぞれ独立のボストロムシートとする。なお、積載庫側(後方)に最大限下げて設置することとし、後面にSUS製パンチグパネル(S字フックを必要数付属)及び面体掛けフック3カ所を取付すること。(詳細別途協議)
- ⑦ 防汚シートカバーを取り付けること。なお、防汚シートカバーは厚手で、防水・撥水効果のあるものとする。
- ⑧ 後部隊員座席下部に収納庫を設けること。(詳細別途協議)
- ⑨ 後部隊員座席前方に、地図等の収納箱(A-3 サイズテーブル変換式ホワイトボード)を取付けること。また、その下部に点滅式誘導灯収納庫を取付けること。(詳細別途協議)
- ⑩ 後部隊員座席前方に隊員が車内に立って作業時の安全を確保できる構造のステンレス製の手摺棒を取付けること。
- ⑪ 後部隊員座席付近に電子サイレンアンプ用マイク及びマイク掛け、100V AC コンセント2口を必要数設けること。
- ⑫ 後部隊員座席上部には、起立時に身体を保持するためのアシストグリップ及びネット収納を必要数設けること。
- ⑬ 後部隊員座席上部前後に収納ボックスを設け(下部パンチングメタル式)、上部にゴムマット、脱落防止用ネット及び取付け用フックを取付けること。

- ⑭ 後部隊員座席後方に空気呼吸器ブラケットを3基設けること。(取付位置は別途協議)
- ⑮ 床面は清掃しやすいようロンリウム張りとする。必要に応じてピラミッド模様のフロアマットを設けること。
- ⑯ 後部座席用の増設クーラーを設け、スポット吹き出し口を2口設けること。
- ⑰ その他、キャビン内の各種棚やレイアウト、装備品については別途協議とする。

ウ キャビン内(後部隊員席含む)天井部は、次のとおりとすること。

- ① 天井部に室内灯(LED)を埋込式で取付けること。なお、個別スイッチ、ドア連動スイッチ付きとする。なお、必要個数及び運転席への遮光措置等については、別途協議する。
- ② 天井部に、マスク、プラスチックグローブボックス及び携帯拡声器取付けブラケットやネット等を必要数設けること。(詳細別途協議)
- ③ キャビン内天井部の内張りは、電装品及び各配線の点検が容易に行える構造であること。
- ④ そのほかキャビン内の収納およびパンチング板等の施工箇所は別途協議とする。

5 電装関係

電装関係は、次のとおりとする。

ア キャビン屋根上に取付ける電装品は、強固に取付けるとともに防水処置を施すこと。

イ ヒューズボックスまたは自動復旧型ブレーカーボックスをキャビン内に設け、電装品ごとに名称、アンペアを記入すること。

ウ 次のものは、同一スイッチとすること。

- ① フロントグリル部 LED 式赤色点滅灯
- ② フロントバンパー部前面及び両側面下部 LED 式赤色点滅灯
- ③ キャビン上部散光式警光灯
- ④ 車体側面 LED 式赤色点滅灯
- ⑤ 車体後面 LED 式赤色点滅灯

エ 後輪照射灯、フェンダー内及びサイドマーカーランプは車両のスマール点灯に連動すること。

オ 各配線は、確実にを行うとともに、キャブチルトした場合でも支障がないこと。

カ スイッチ類には、すべて銘板を付すこと。

キ 照明灯類は省電力タイプ(LED)を多用すること。(詳細別途協議)

ク 自動エンジン回転制御装置は、工作車に装備される下記①～③の装置を使用する際に、最適なエンジン回転数を自動的に選択する装置を設けること。また、誤作動による各装置の破損を防ぐため、①～③の各装置を併用する時には、優先される装置の最適エンジン回転数を自動的に選択・維持し、装置の運用効率を高めること。

- ① ウインチ装置
- ② クレーン装置
- ③ 発電照明装置

6 車体の艤装

車体は、ウインチ装置、発電照明装置、最後部にクレーン装置を装備し、ボディー扉は MCD 社製または OS 製アルミバー式シャッター(引きベルト付き、ベルトマジックテープ施工)で、内部に各種資機材の収納装置を設けること。なお、車体外観の一般事項は次のとおりとする。

ア 車体側面

- ① 車体の両側面は、キャビンと一体観のある構造とし、上部をハイルーフ上面と同程度の嵩上げとすること。また、総合的な重量軽減を図り、車体重量左右前後のバランス、転倒角度を十分に考慮して作製すること。
- ② 車体の天井及び各ステップはアルミ縞板製とし、各ステップには安全管理上の対策として滑り止めの措置を施すこと。
- ③ 車外に設ける手摺、保護枠等は、ステンレス製にすること。
- ④ 車体両側面に設ける資機材収納部の開閉方法は、手動式アルミ製ハンドル式シャッター左右各 2 枚とし、開扉状態を確認できるリミットスイッチを設け、キャビンに取付けた表示灯に結線すること。なお、シャッター下部は、塗装面保護のため SUS 製の保護材を取付けること。
- ⑤ 車体両側下部の収納庫の扉は、展開ステップ方式とし、下縁部にステンレス製エッジガードを一体式で取付すること。
- ⑥ ステップ面には安全管理上の対策として、滑り止め措置を施すこと。
- ⑦ 車体両側下部は、大型の収納庫を設け、二重扉内側にはアルミ縞板を張りかつ軽量ハニカムコア材を使用したステップ扉とし、扉閉時のロック装置付きとする。なお、安全管理上の対策として、展開式の扉にはサイドに黄色の反射テープを張り付けるとともに、LED 式ステップ灯(色別指示)を埋め込むこと。埋込個数及び場所にあつては担当者とは別途協議すること。
- ⑧ 車体両側面のリヤフェンダーはブラインドピラー・オフセットアーム型展開式の扉とし、二重扉内側にはアルミ縞板を張り扉閉時のロック装置付きとする。なお、展開時の安全管理上の対策としてサイドに黄色の反射テープを張り付けるとともに、LED 式ステップ灯(色別指示)を埋め込むこと。埋込個数及び場所にあつては担当者とは別途協議すること。
- ⑨ 車体両側面のリヤフェンダーの扉を展開した時は、ブラインドピラー・オフセットアーム型展開式と段差が生じない高さ及び張り出し幅となるフルフラット方式とし、ステップ間の移動が容易にできること。なお、両側面のステップ面には、安全管理上の対策として滑り止め措置を施すこと。
- ⑩ 車体両側下部の収納庫の扉と、両側面リヤフェンダーの扉に設ける収納固定機構は金具を必要としない、ダンパーと上部シャッターと押さえこみのロック構造とすること。
- ⑪ 車体両側下部の収納庫内には LED 式の庫内灯を設けること。なお、点灯及び消灯は、収納庫の開閉に連動すること。
- ⑫ 全ての展開式ステップの角は、安全管理上の対策として、丸みなどを施すこと。
- ⑬ 全ての展開式ステップの上面角に塗装剥がれを防止するステンレス製のエッジカバーを 3 面張り付けること。
- ⑭ キャビン後方下部左右の位置に次のとおり収納庫を設けること。なお、収納庫は扉を設け、

収納時のがたつきを防止するため、扉の周囲は折加工を行うこと。

(ア) 左側は、シャーシバッテリーを収納し、点検が容易にできる構造とする。

(イ) 右側は、フロントウインチ関係の付属品を収納できる構造とし、LED ボックス灯を設けること。

- ⑮ 車体後部左右に、外部無線用送受話ボックスを設け、配線すること。なお、防水対策を施し、内部には LED 式照明灯を取付けること。
- ⑯ 車体両側下部の大型収納庫の扉にサイドフラッシャーランプ(LED式)を取付けること。
- ⑰ 全てのタイヤハウスに泥除けを設けること。
- ⑱ 車両両側下部の必要箇所にサイドリフレクターを取付けること。
- ⑲ 路肩灯を LED 式ポリカーボネート製とすること。
- ⑳ 車両両側のリアフェンダー内にスイベル式環フック等(耐荷重 300 kg 以上)を各 2 箇所取付けること。(詳細別途協議)
- ㉑ リアフェンダー内にワイヤーロープ収納スペースを設けること。

イ アウトリガー装置部

- ① アウトリガー両側面に保護カバーを設けること。
- ② アウトリガー上部に黄色灯(保護枠付き)を設けること。
- ③ アウトリガージャッキ用敷板を左右各 1 枚、クレーン装置アウトリガー付近に取付けること。
- ④ 車体左右の車輪止め、左右各 2 個を収納枠付きで取付け、落下防止措置を施すこと。
- ⑤ 車体後部とクレーン装置の間に資機材収納庫を可能な限り設けること。

ウ 車体上部

- ① 車体上部にクレーンフックのゴム張り受台を取付けること。
- ② 車体上部の大型照明装置灯体を収納するための支持台を設けること。
- ③ 車両上部右側に脱着式のアルミ縞板製収納ボックスを設けること。なお、クレーンで吊上げ可能な最大限の強度を有する D 環等を数箇所設けること。
- ④ 三連梯子及びカギ付梯子を積載するため、積み下ろしの際に、地上から容易に操作ができる電動式はしご昇降装置(佐藤工業所 SSA II)を設けること。

エ 車両後部

- ① 車両の後部に消火器 1 本を取付けること。
- ② 車両後部のステップから車両上部に移動するための昇降用タラップを左右 2 箇所設けること。構造は別途協議とする。
- ③ テールランプはオール LED リアコンビネーションランプ(シームレスタイプ)とすること。(型式等は詳細別途協議)

オ その他

- ① 車体の重要な点検箇所には、点検整備に必要なスペースを確保するとともに、必要な箇所には点検口又は点検扉を設けること。
- ② 車体にステップ、ブラケット、タラップ、手摺棒等を取付ける部分には、十分な補強を施すこと。

- ③ 車体の骨組や板材の切断端末には危険防止の面取りを施し、飛び出したボルト類は短くするなどの工作を行うこと。
- ④ 車体に取り付ける灯火類は、消防本部の指定が無い箇所といえども保護枠を取付ける必要がある場合は諾否を得て取付けること。
- ⑤ 車体の形状は、努めてデパーチャーアングル及びアプローチアングルを考慮すること。
- ⑥ 本仕様書に明示されていない車体の構造については、別途打合せにより協議すること。

7 資機材収納庫

資機材収納庫の仕様は次のとおりとする。

ア 資機材の収納方法は次のとおり努めるものとする。

- ① 可能な限り、同一用途にまとめること。
- ② 重量物は、可能な限り下部位置となるよう収納すること。
- ③ 左側積載庫に大型回転展開収納庫を設けることとし、電動大型救助カッター・スプレッダー等を常時充電接続状態で積載収納できる構造とすること。加えて、迅速かつ省力で簡単に取り出しができるよう取付位置高さを腰の高さより低い位置とし、刃先受け台(PAC製)とすること(詳細別途協議)。
- ④ 資機材は、ローラー、引き出しレール等を用い容易に車外へ搬出可能な構造とし、高所の資機材にあっては必要に応じ斜め引き出しを設けること。
- ⑤ 収納配置は、担当者と十分に協議し、重量バランス、収納効率、軽量化対策等を考慮し製作にあたること。

イ 資機材収納庫は、将来資機材の変更が生じた場合に容易に改造可能な構造とすること。

ウ 資機材収納庫の構造は、中央で左右に分割し、両側面を 5～6 区画とする。この区画は、収納資機材の現物に合わせ、さらに 2～4 段の棚に細分すること。(詳細別途協議)

エ 資機材収納庫は、防錆かつ軽量のためにアルミニウムプロファイルレール方式 を用いて製作を行うこと。なお、資機材収納庫内部の棚板は、高さを自由に変えられる構造とすること。

オ 資機材は、アルミ縞板製のボックス(以下「アルミボックス」という。)に収納し、搬送を容易にするためホールレス構造ボックスとし、ゴムカバー付きのトランク取手を設けること。また必要に応じてスペアボックスを付属すること。

カ アルミボックス内部は、すのこ、クッションゴム等を敷き、資機材の保護を図るとともに、防水パッキン及び水抜き穴等必要な処置を講ずること。

キ アルミボックスには資機材銘板を設け、資機材収納庫の収納位置を判明しやすくするための番号をアルミボックスと資機材収納庫の相互に記入すること。

ク アルミボックスに収納できない資機材の固定は、現物に見合った固定装置を取付け、マジックベルト等を使用するなどワンタッチで容易に脱着できる構造とすること。

ケ 空気呼吸器予備ボンベ必要数をワンタッチで容易に取り出しができる装置を取付けること。なお、ボンベサイズ変更可能型とする。

コ 救命索発射銃の格納ボックスは、専用の鍵付きとし、救命索発射銃が収納可能とすること。

なお、鍵保管不要の発射銃の場合はこの限りではない。

- サ マット型空気ジャッキ収納部下部は、ローラー式とし、容易に資機材の出し入れができるようにすること。
- シ 天井床下収納ボックスをクレーンブームと梯子積載装置間、クレーンブームと天井縞板ボックス間に設けること。(詳細別途協議)
- ス 車体後部壁面右側に、収納枠を設け長尺資機材の積載庫を設けること。なお、長尺資機材の取り出しを考慮し脱着式のアルミ縞板製のトレーを準備すること。(詳細別途協議)
- セ 資機材収納庫内の大型照明用リモコン収納場所を照射するためのLED 照射灯を取付けること。(別途協議)
- ソ 車体の両側面前後に取付けるシャッター用リミットスイッチなど配線部分の干渉防止策として、ステンレスの保護板を設けること。
- タ 資機材収納庫上部に下方を照射するためのLED 式照明灯を左右各 2 箇所設けること。
- チ 資機材の収納部を有効に照射できるLED 式庫内灯を必要数設け、そのスイッチは、シャッター及びボックス扉の開閉に連動していること。
- ツ 本仕様書に明示されていない資機材の配置、固定措置、出し入れ等については、別途打合せにより協議すること。
- テ 救助用資機材等の種類品名は、別表 4 に掲げるとおりとする。
- ト 救助用資機材等は、積載スペース、重量制限、転倒角度制限の可能な限り積載するものとし、積載不能の場合は別途協議すること。

8 フロントバンパーの構造

フロントバンパーの仕様は、次のとおりとすること。

- ア ウインチのロープガイドまでフロントバンパーを張り出し、バンパー上部にアルミ縞板を取付け、ウインチ本体左右に 3 トン用ピンドルフックを左右に設けること。
- イ バンパー前部左右に 3 トン用バウシャックル(超強力シャックル)を設けること。
- ウ ウインチ用アルミ縞板カバーをフロントバンパー部に設けること。
- エ 前部ナンバープレートを取付けるため、ナンバー枠はステンレス製とする。
- オ フロントバンパー左右側面にシャックルやウインチリモコンなどが収納できる収納庫を設けること。

9 リヤバンパーの構造

リヤバンパーの仕様は、次のとおりとすること。

- ア リヤバンパーの 3 面下部は、旋回時の側板接触を軽減させるために両側板は後方へ絞り込みのチャンファー構造または丸みを帯びた構造(ステンレス製ガード付)とすること。
- イ リヤバンパー上面は、アルミ縞板張りとし、燃料タンク給油口や点検口を備える場合には扉を設け、内部に照明を設けること。
- ウ リヤバンパー後方には、コンビネーションランプ及びバックランプを左右に取付けること。

- エ リヤバンパー両側面には、収納庫を設けること。
- オ 後部には、操作レバーのロッドを覆い隠す保護パネルを設けること。
- カ 車両後部左右 2 箇所に、車両最大牽引能力に十分耐えられる牽引フック(バウシャックル)を設けること。
- キ リヤバンパー両側面にサイドマーカーランプを左右各 1 個設けること。
- ク 車体後方からリヤバンパー上部へ容易に昇降できる大型の折畳ステップを左右に設け、安全管理上の対策として滑り止め措置及びLED足元灯を施すこと。
- ケ 発電装置から供給される電気を用いるためのコンセント AC100V×15A 2 極 2 口をリヤバンパーの左右に設けること。(通電確認灯付き)
- コ 後退警報用スピーカーをリヤバンパー内に取付けること。
- サ リアバンパー後壁中央部にリアウインチ扉兼ステップを設け、後部ナンバープレートを取付けること。なお、ナンバー枠はステンレス製とする。

10 灯火類

灯火類は、次のとおりとする。

- ア 後部隊員座席上部(キャビン部)左右に隊名灯を埋込式で設けること。
- イ 車体側面嵩上げ部に車体周囲を有効に照射できるLED作業灯を左右に別表指示数設けること。なお、スイッチは車体前部左右に設けるものとする。
- ウ 車体側面嵩上げ部にLED赤色点滅灯を左右に別表指示数設けること。
- エ 車両後部に車体周囲を有効に照射できるLED作業灯を左右均等に別表指示数以上設けること。
- オ 車両後部にLED赤色点滅灯を左右均等に別表指示数設けること。

11 クレーン装置

クレーン装置は、次のとおりとする。

- ア クレーン装置の動力は、車両のトランスミッションPTOで高圧ポンプを駆動させ、シャーシ後部に最大吊上げ能力2.9トン級クレーン装置を架装し、シャーシフレームを必要に応じ補強すること。
- イ 後部には操作レバーのロッドを覆い隠す保護パネルを設けること。(別途協議)
- ウ ブーム先端に支点リングを設けること。
- エ クレーン操作部左右の見易い位置に、水準器を設けること。
- オ クレーン操作部の見易い位置に、デジタル荷重計を設け、音声警告機能(ON/OFFスイッチ付き)を設けること。
- カ クレーン及びアウトリガーの未格納警報装置を設けること。
- キ ブーム伸縮操作に連動し、フックの位置を自動的に水平移動及び平行移動できる機能を有すること。
- ク クレーン操作開始及び終了時に自動的にフックを展開、格納できる機能を有すること。

- ケ クレーンのブーム先端に、照明灯(LED)を1個取付けること。
- コ アウトリガー両側面に保護カバーを設けること。
- サ アウトリガー上部に、黄色灯(保護枠付き)を設けること。
- シ アウトリガーに、黄色反射テープを張り付けること。
- ス アウトリガージャッキ用敷板を左右各1枚、クレーン装置付近に取付けること。
- セ クレーン及びウインチ装置の切り替え弁を照明付き(LED)で設けること。
- ソ 年次点検及びメンテナンス保守修理が迅速かつ円滑に行えるよう近隣に整備工場を有していること。
- タ 急な旋回操作時に荷物が大きく振れず安全に作業ができるよう、荷振れ抑制機能を設けること。
- チ クレーンリモコンはウインチ装置、及び照明装置兼用型とすること。
- ツ ワイヤロープの逆巻きを防ぐため、捨巻確保機能を設けること。
- テ クレーン操作時には無線リモコン液晶カラーモニター全面に実荷重を自動的に表示させる機能を備えること。
- ト ブーム後部左右に車両上部への昇降用の手摺を設けること。
- ナ ブームの起伏伸縮時にストロークエンドに達した際の衝撃を最小限に抑えるため、ブームが停止する前に速度を落とし緩やかに停止するショックレス機能を設けること。
- ニ 無線リモコン本体に緊急停止ボタンを設けること。
- ヌ クレーンの仕様は、次のとおりとする。

① 型式	タダノ製 ZX294HRENS 直進軽量4段		
② 能力	最大クレーン容量	2.9トン	
	最大ブーム長	8.9m以上	
	最大地上揚程	10.0m以上	
	最大作業半径	8.7m以上	
③ フック格納	自動格納・解除装置		

ネ クレーン装置の付属品及び仕様は次のとおりとする。

① 繊維スリング	3トン 3m、5m(保護カバー付き)	各2本
② シャックル	5トン	2個
③ 無線リモコン装置	カラー液晶モニター式	1個
④ ジャッキ敷板	マグネットタイプ又は鼻緒付	2枚

12 前部ウインチ装置

前部ウインチ装置は、次のとおりとする。

- ア ウインチ装置の動力は、車両のトランスミッションPTOでクレーン装置及び照明装置と兼用の高圧ポンプを駆動させ、標準シャーシフレームを前方に延長し、最大直引能力5.5tの前引き油圧ウインチ装置を架装すること。なお、車体振動、ねじれ等に十分耐える強度を有すること。

- イ バンパー上部にアルミ縞板を取付け、3トン用ピントルフックを左右に設けること。
- ウ ウインチ用のアルミ縞板カバーを折り畳み式でフロントバンパー部に設けること。
- エ ワイヤー交換等のメンテナンスが簡単に行えるようドラムはバンパー中央となる構造とすること。
また、ワイヤーの巻き取り及び繰り出しを行っても乱巻き、キンク等が発生しない構造とすること。
- オ ワイヤーロープ巻き込み用に、全方位対応のロープガイドを取付け、牽引角度は全方位15度で対応可能とすること。
- カ 安全装置として、過負荷防止装置及び逆転防止装置を取付けること。
- キ ウインチドラムのクラッチを「断」の状態、ワイヤーロープが手動で容易に引き出せるクラッチフリー構造が可能であること。
- ク 引張り速度は発電照明装置併用時も、スピードコントロールが可能であること。
- ケ ワイヤーロープの巻取り及び送出しを数ミリ単位での微操作ができ、かつ、ワイヤーロープの戻り等の動きが生じないこと。
- コ 全ての操作はリモコンで行えるものとし、緊急時は非常用レバーによる手動操作が可能な構造であること。
- サ ウインチ装置左右上面は水平に近い構造でアルミ縞板張りとし、ウインチ上部にアルミ縞板カバーをダンパー付きで取付け、救助用作業台として兼用できる強度を有すること。
- シ バンパー張り出しは車両前輪中央から1,480mm以下、左右幅450mm以下とし、狭隘道路への進入に支障がないものとする。
- ス 有線リモコンの取出しは、フロントバンパー部左側面にボックスを設けて収納とし接続部は防水式とすること。
- セ 有線・無線リモコンには、0.1トン単位の自照式デジタル能力表示装置を設けること。なお、夜間においても視認性に問題のないソバックライト付き構造であること。
- ソ メンテナンス保守修理が迅速かつ円滑で経済的に行えるよう国内にメーカー直営工場を有していること。
- タ ウインチの仕様は、次のとおりとする。

- ① 型 式 大橋機産(株) MCW550RRT-S
- ② 能 力 最大直引能力 5.5トン以上
- ③ ワイヤー 13mm以上×有効30m
 先端5トン用フック(安全チャック付き)

チ ウインチ装置の付属品及び仕様は次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------------|-------------------|
| ① 延長用ウインチワイヤーロープ10m | 1本 |
| ② 結合用シャックル | 1個 |
| ③ ワイヤーロープ 10mm×5m | 4本 |
| ④ シャックル 5トン(バウシャックル) | 2個 |
| ⑤ 滑車 | 5トン 1個 |
| ⑥ 有線リモコン装置 5mコード | 1個 |

⑦ 無線リモコン装置 ラジコン切り替え式 1個

13 後部ウインチ装置

ア 後部ウインチ装置の動力は万が一前部ウインチ装置が使用できない状況やエンジン不動時においても使用できるよう、車両バッテリーで駆動させる電動のものとする。

イ 後部ウインチ装置の主要諸元及び性能は次のとおりとする。

後部電動ウインチ

- | | |
|----------|------------------------------|
| ① 形式 | 大橋機産 MCW5103DVT |
| ② 駆動方式 | 車両バッテリー電源による電動駆動式 |
| ③ 張引力 | 最大直引力5t以上 |
| ④ ワイヤー外径 | 10mm以上 |
| ⑤ ワイヤー長 | 27m以上 |
| ⑥ 操作方法 | 無線リモコン・有線リモコン(スピードコントロール機能付) |
| ⑦ 付属品 | ワイヤー用シングル滑車(使用荷重5t以上)1個 |

ウ 後部バンパー内に収納すること。

エ ワイヤーロープの先端に、防錆メッキされた安全チャック付き5トン用フックを取り付けること。

オ ワイヤーロープ巻き込み装置の前方に、4方ガイドローラー等を取り付け、乱巻き防止が確実なものであること。

カ 後部リモコン接続部は防水式メタルコンセント(キャップ付)とすること。

キ 引張速度は無段階に変速操作ができるスピードコントロール付とする。

ク 現場活動安全性向上の為、テンション表示機能を有すること。また、テンション表示部はドラム部と、有線リモコン部の2箇所にて自照式にて設けること。

ケ 夜間作業用に操作部にはLED照明を設置する

コ 後部電動ウインチ下段に手動可搬ウインチ(チルホール)の収納庫(アルミ収納ボックス及び引出装置付)を設けること。

14 屋上伸縮式発電照明装置

発電照明装置は、トランスミッション PTO で油圧駆動させ、発電機及び制御操作盤により構成し、照明作業や電源供給作業等の仕様及び、長年の使用に十分耐えられるものであること。

ア 投光器

- ① 投光器は、車体屋根上面に折りたたみ状態で収納できるものとし、振動に十分耐えられるよう取付けること。
- ② 投光器収納時は、車体嵩上げ部より突出しない構造で取付けること。
- ③ 投光器は、伸縮、旋回及び上下ふ仰できる構造のもので、有線リモコン及び無線リモコン、クレーン無線ラジコン操作により遠隔操作ができること。
- ④ 投光器の諸元及び性能は、次のとおりとする。

- (ア) 型 式 SLD-6000UCL2-D (LED3000W×2 灯)
- (イ) 電 源 AC100V
- (ウ) 周囲照明灯 ハイパワーLED9W×2 灯以上
- (エ) 光量は段階的に 25%から 100%とし、点灯時は 25%とする。

イ 伸縮装置

伸縮装置はケーブルレス方式としキャビンと車体最前部の空間中央に取付け、積載ボックスの収納スペースを妨げない構造とすること。

- ① 型 式 SVO-180CL-4A ケーブルレス対応型
- ② 伸縮高 地上高 約 6m
- ③ 収納高 地上高 約 3.2m 以下
- ④ 旋回角 360 度
- ⑤ ふ仰角 180 度

ウ 配電操作盤

配電操作盤は、制御盤及び配電盤より構成し、発電機と照明装置への電源供給操作を一体型にしたもので、扉は防滴構造にすること。

- ① 型 式 SVO-CB-FW1 ケーブルレス伸縮装置対応型
- ② 操作盤の材料は絶縁性、耐圧性及び強度に優れたものを使用すること。
- ③ 操作盤は、資機材の収納を妨げない最小限の縦型とし、各計器、スイッチ類は合理的に配列されていること。
- ④ 操作盤に自動エンジン回転制御装置用のロック式スイッチを設けること。
- ⑤ 車両走行エンジンの回転調整装置(非常用)を操作盤に設けること。
- ⑥ 各スイッチには、同容量のノンヒューズブレーカーを設けること。
- ⑦ 操作方法
 - (ア) 有線リモコン式・無線リモコン式
 - (イ) 自動収納型
 - (ウ) 手動操作可能な構造であること

エ 発電装置

発電装置は、次のとおりとする。

- ① 型 式 GE-2412B
- ② 出 力 10KVA
- ③ 電 源 単層 100V(電動油圧救助資機材等の救助資機材の起電力があること。)
- ④ 周波数 50Hz～60Hz
- ⑤ 回転数 1500～1800rpm/min
- ⑥ 励磁方式 自励式
- ⑦ 電 圧 変動率 5%以下

15 積載はしご昇降装置

積載はしご昇降装置は、次のとおりとすること。

- ア 積載はしご昇降装置は、アルミ製電動油圧昇降装置(佐藤工業所 SSAⅡ)とすること。
- イ はしご収納枠は、三連はしご、かぎ付きはしごを収納できる構造とし、積み下ろしは地上から容易に操作ができること。
- ウ 三連はしごを展開・収納する際に、かぎ付きはしごを取外さなくても展開・収納できる構造とし、ストッパーにより確実に固定すること。
- エ はしご収納枠は、走行時及び昇降時に積載したはしごが脱落しないよう確実に固定できる構造とすること。なお固定ベルトは金属バックルとすること。
- オ 積載はしご昇降装置は、車両の走行振動及び急停車の衝撃に耐えられ、走行時に昇降動作をしないよう安全措置を施すこと。
- カ 給脂を必要とする部分は、容易に給脂ができること。
- キ はしご収納枠を収納させる際、元の位置まで移動すると未収納パイロットランプが消灯する構造とすること。なお、設置場所にあっては、別途協議する。

1.6 車両状態警告表示モニター

- ア 停車中のシャッター、主要ボックス扉、梯子積載装置、クレーン装置、照明伸縮装置の収納状態を確認する機能を統合した液晶モニターをキャブ内前席中央に設けること。
- イ 車両状態警告表示の主要機能は以下の通りとする。
 - (1)消防車両略図を用いて、各箇所の収納・未収納状態を示すこと。
 - (2)未収納時は黄色で表示させること。
 - (3)未収納状態でシャシ側サイドブレーキを解除した場合、キャブ内で警報が吹鳴する構造とすること。
- ウ モニターは夜間運転の支障をきたさないよう自動調光機能付とすること。

1.7 無線機移設及びAVM移設

- ア 車載無線機車載無線は、消防組合が指定する車両から移設し、空中線1式、送受話器1、車内拡声スピーカー1及び外部切り替え装置等を取り付け(外部スピーカー、アンテナ等は新品とする)、車外には左右側面に設けた無線機ボックス内にそれぞれ送受話器1及びスピーカー1を取り付け、納車時に使用可能な状態であること。(取り付け位置等は、別途協議)
- イ AVM(車両動態管理)装置等キャビン内にAVM一体型カーナビゲーション装置、データ伝送用携帯電話等を指定車両から移設し(外部アンテナ等は新品とする)、外部無線機通話ボックスには、AVM装置の外部補助設定器を取り付けるスペースを確保すること。また、AC100Vからの受電コネクタ(フタ付き)を設け、電源コードは庁舎に付帯したものとすること。(取り付け位置等は、別途協議)なお、車両側受電コネクタには、剥き出し防止のため上開き式の蓋を取り付けること。

1 8 塗装及び記入文字

塗装は、長期間の使用及び塩害（凍結防止剤）から車両を保護できるものであること。なお、車両下回りは、塩害等から車両を保護するためのアンダーコーティング塗装とする。

- (1) 外板部塗装は、日本ペイント製ウレタン塗料（東-0400ガッティ）又は同等品を使用する。
- (2) 外板部は、特殊化学液にて錆落としの上、素地調整を行い、プライマリー、パテ付き、水研ぎ、サフェーサー等の上、熱風乾燥炉にて、よく乾燥させてから、3回以上の吹き付けを行い、再び熱風乾燥炉にて、乾燥させる。
- (3) アルミ縞板、ステンレス板、メッキ加工品、樹脂製品以外の部分は全て塗装を施し、金属露出部分がないようにする。
- (4) 各ボックス内部は、シルバーグレー塗装とする。
- (5) 別途指示する箇所にポリウレタ塗装を施すこと。
- (6) クレーンブームやアウトリガの塗装は別途指示する塗装色とすること。
- (7) 特に指定のない部分は、消防組合と協議する。

イ メッキ

次のものには、良質のクロームメッキを施すこと。

- (1) 各操作レバー、バルブ類。
- (2) 各計器類、サーチライト等の取り付け品。
- (3) 取手、手摺、止め金具等。
- (4) その他塗装を施していない部分。

ウ 記入文字

ア キャビン両側面ドアに、次により「印西地区消防組合」と記入する。

- (ア) 書体 丸ゴシック体（カッティングシール）とする。
- (イ) 書き方 車両の前方からドア中央に記入する。
- (ウ) 字色 白色黒縁取り（別途指示）とする。
- (エ) 大きさ 別途指示。

イ 標識灯には次により「白井署」と記入する。

- (ア) 書体 丸ゴシック体（カッティングシール）とする。
- (イ) 書き方 左側から記入する。
- (ウ) 字色 黒色とする。
- (エ) 大きさ 別途指示する。

ウ 車両後部に、次により「印西地区消防組合」と記入する。

- (ア) 書体 丸ゴシック体とする。
- (イ) 書き方 左側から記入する。
- (ウ) 字色 白色黒縁取り（別途指示）とする。
- (エ) 大きさ 別途指示する。

- エ 車両資機材収納部分及びアルミシャッターに、消防組合の指定する文字及びデザインを施す。(別途指示)
- オ 積載品及び附属品に、黒色または白色で記入する(ステッカー又はカッティング可)。(別途指示)
- カ キャビンの左右及び車両後部に消防組合が指定するエンブレムを記入する。(別途指示)
- キ 各記入文字、デザインについては、塗装終了後に配置、大きさ等について再度協議する。
- ク 対空表示『千葉県 印西地区』の文字を記入すること。(別途指示)
- ケ 緊急指定及び陸運事務所の許可が出る範囲で文字は反射シールとし、詳細については別途協議する。
- コ 空気ボンベには消防組合の登録番号、F650と刻印すること。

19 検査、納入及び保証

(1) 検査の種類

ア 消防組合員の立会いのもとに次のことを行う。

(ア) 中間検査 外部塗装後で各装備品が仮設置できる時点とする。

(イ) 完成検査 本仕様書、承認図に基づき次の検査を実施する。

a 艀装全体の検査

b 付属品数及び機能検査

c 各装備及び消防資機材の検査

(2) 特別検査 上記以外に発注者、受注者がそれぞれ必要と認めるときは、特別検査を実施できるものとする。ただし、実施に当たっては事前に相互に連絡を取り合うものとする。

ア 消防組合に提出した製作工程表に基づき、検査を受けられる状態で日程を組むこと。

イ 検査依頼は、実施予定日の10日前までに消防組合へ提出すること。

ウ 検査にあたっては、営業及び設計担当者が必ず立ち会うこと。

エ 検査不合格の場合は、不具合等の内容及び改善対策事項を記載した書類を速やかに提出し承認を受けること。承認を受けた事項については、14日以内に改善し、消防組合へ改善完了の書類を速やかに提出すること。なお、完成検査における検査不合格は、再検査を受けること。

20 納入及び保証

(1) 車両の登録、各申請及び搬入は受注者が行い、納入場所は、消防組合が指定した場所とする。なお、車両ナンバーについては消防組合が指定する番号(3655)とする。また、車両及び各種資機材(携行缶含む)の燃料は、燃料タンクを満量にすること。

- (2) 設計・製作に当たり権利上又はその他の問題が生じたときは、受注者の責任において、その責任を負うものとする。
- (3) 本車両の納入は、車両の取扱説明等の技術指導を消防組合の指定する場所及び期間に行うものとし、これに必要な経費（資料等を含む）は、受注者が負担する。
- (4) 保証は納入後1年以内に生じた故障（事故及び過失による故障を除く）は受注者の責任において無償でかつ速やかに修理及び交換し、その他必要な処置を講ずるものとする。ただし、艤装、組立、材質その他の理由により、故障し、破損しまたは欠陥が生じたとき、またはこれらの欠陥が明白であるときは、それらの修理または交換を速やかに行い、かつ無償で行うものとし、その保証期間は1年間に限らず、この車両の使用期間中とする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項においても、製作上当然必要と思われるもの、あるいは、受注者が公表している標準仕様についてはそれを施工するものとする。また、シャシメーカー及び装備品等メーカーの標準仕様についても同様とする。
- (6) 本仕様書の解釈について、消防組合に確認せずに施工したものについては全て無効とし、再度製作すること。また、設計並びに製作中に疑義が生じた場合には、その都度消防組合と協議すること。
- (7) エンジンキー及びボックス等の施錠の鍵は、全て一種6組とする（うちキーレス2組）
- (8) 装備品及び積載品は、その機能を全て使用することができる附属品を付けて納入すること。また、機能検査に必要な消耗品は受注者が負担すること。
- (9) 保証書・説明書等の資料は、一括保管できるファイル等により2部提出すること。
- (10) 前記の試験及び検査を通じ、振動、音響、発熱等の異常を認めた箇所については、直ちに修復の上、再検査を受けなければならない。
- (11) 納入に至るまでの検査及び故障、修理に要した費用の一切は受注者の負担とする。

2.1 登録手続き等

登録手続き、車検回送及び納車までの費用及び諸手数料は、受注者が負担するものとする。なお、自動車損害賠償責任保険料（24ヶ月分）、自動車重量税及びリサイクル料は消防組合が負担する。

2.2 請求について

請求書提出時には、車両費、諸経費等を記載した内訳書を添付すること。

2.3 装備品及び付属品

取り付け品及び付属品は、別表のとおりとする。

主要装備

番号	品名	規格	個(式)数
1	クレーン	タダノ ZX294HRENSA トリプルカラーラジコン フル仕様、ブーム指定塗装	1
2	照明装置	湘南工作所 SLD-6000DCL フルパワーPTO駆動 ブラシレス発電機 減光機能, フィルター	1
3	前ウインチ	大橋機産 MCW550RRT-S、 SUSシャックル、SUSフック、 デジタル張力計	1
4	後ウインチ	大橋機産 MCW5103DVT デジタル張力計	1

シャーシ装備取付品

番号	品名	規格	個(式)数
1	シャーシ	日野 消防専用シャーシ 四輪駆動 WB4000mm 増トン	1
2	バッテリー	145G51以上	2
3	オルタネーター	24V - 90A以上	1
4	キャブチルト	電動油圧式 (手動操作も可能)	1
5	オイルパンヒーター	マグネット式・防水型・10mコード付き	1
6	エアコン	車両純正品	1
7	リアクーラー	増設	1
8	後退警報ブザー	ON・OFFスイッチ付き	1
9	バックランプ	LEDリアコンビネーションランプ (同等品以上可)	2
10	フォグランプ	シャーシ標準品	2
11	フロントスポイラーバンパー	ポリウレア塗装	1
12	グリル	メッキまたは別途協議	1式
13	LED路肩灯	左右各1 (ポリカーボネート製)	2
14	LED後部側面車幅灯	左右各1	2
15	エアバック	運転席 純正品	1
16	サイドバイザー	金属製	4
17	サンバイザー	運転席・助手席 純正品	2
18	集中ドアロック	全ドア (遠隔操作装置・キーレスエントリー)	1式
19	パワーウインドウ	全席 純正品	4
20	電動格納ミラー	運転席・助手席 (独立格納) (メッキ仕上げ・ステア含む)	1
21	サイドミラー電熱線	運転席・助手席 (メッキ仕上げ)	1式
22	ドアグリップ	メッキタイプ	4
23	艀装メインスイッチ	ACCキー連動	1
24	前後部ナンバープレート枠	ステンレス製	2
25	LEDヘッドランプ	純正品	1
26	マッドガード	各フェンダー	4
27	カーナビゲーション	地上デジタルチューナーレス	1

28	全周囲モニター	カラーバックアイモニター連動（アドバンスモニタ）	1
29	ETC	ナビ連動・（アンテナ分離・音声タイプ）	1
30	ドライブレコーダー	アドバンスモニタに含む	1
31	オーバーヘッドコンソール	LED照明灯付	1
32	大型デジタル時計	電波式（温度・湿度付）	1
33	油温計	マルチインフォメーション内	1
34	エンジンアワーメーター	マルチインフォメーション内	1
35	マルチインフォメーション	純正品	1
36	全自動電子バッテリー管理器	C-TEK製	1

車両付属品

番号	品名	規格	個(式)数
1	フロアマット	ゴム製	1式
2	標準工具	車両積載品	1式
3	非常信号用具	三角標示停止板 (ケース付)・発煙筒	各1
4	車輪止め	中型ゴム製	8
5	予備タイヤ	オールシーズンタイヤ・アルミホイール付	1組
6	タイヤチェーン	軽量・シングルバンド付	1式
7	ラッシングベルト	詳細別途協議	4
8	リモコンキー及び予備キー	リモコンキー×3 予備キー×3	6

取付品及び取付装置

番号	品名	規格	個(式)数
1	灯火類	散光式警光灯ハイルーフ	3
		大阪サイレン製 MRA-B310	
		フロントグリルLED赤色点滅灯	4
		ウイレン社製 WIONSMBR24 (黒)	
		フロントバンパー前面下部LED赤色点滅灯	2
		ウイレン社製 WIONSMCR24 (メッキ) (VTXFCR24)	
		フロントバンパー両側面下部LED赤色点滅灯	2
		ウイレン社製 WIONSMCR24 (メッキ) (VTXFCR24)	
		車体側面嵩上げ部左右LED赤色点滅灯	各5
		ウイレン社製 M7FCR24(クリア)	
		車両後部LED赤色点滅灯	2
		ウイレン社製 M9V2CR24 (作業灯同一)	
		車両後部LED赤色点滅灯	2
		ウイレン社製 WIONSMCR24 (メッキ) (VTXFCR24)	
		リアバンパー両側面LED赤色点滅灯	2
		ウイレン社製 WIONSMCR24 (メッキ)	
		車体側面嵩上げ部左右LED作業灯	各2
		モリタ製 MYSW-L1720H-W	
車体後部LED作業灯	-		

		ウイレン社製 M9V2CR24 (赤色点滅灯同一)	
		キャブ後部座席上部 LED作業灯	2
		モリタ製 MYSW-L660H-W	
		車体両側下部二重扉及びリヤフェンダー展開扉 LED埋込点滅灯 (別途協議)	1
		LEDフットランプ	4
2	電子サイレンアンプ	大阪サイレン社製 TSK-D152	1
3	モーターサイレン	大阪サイレン社製 6 SA	1
4	電子サイレン用スピーカー	大阪サイレン製SP-30R	1
5	後部座席サイレンアンプ マイク	大阪サイレン社製 MC-D1S (増設用機材含む)	1
6	集中操作スイッチ	大阪サイレン社製10連スイッチSBW-D1	1
7	LEDフレキシブルマップ ランプ	助手席 ウイレン社製CL-ADJLMAP24	1式
8	座席防汚シート	飛鳥車体社製 運転席・助手席・後部座席	1式
9	空気呼吸器ブラケット	ボストロムシート	5
10	中間パイプ下パンチン グメタル	別途協議	1
11	パンチングメタル用S字 フック	大10・小10 (ゴム被服付)	20
12	地図入れボックス机兼用 ボード付きA3スチール	A3サイズ	1
13	消防章	150mm 台座黒色	1
14	隊名灯	キャビン上部埋込式	2

15	脱着式アルミ縞板製収納ボックス	サイズは担当者と別途協議（上蓋に「千葉県」を記入）	2
16	積載はしご昇降装置	佐藤工業所SSA 2 電動タイプ	1
	無線AVM移設	単純移設	1

別表第1

	品名	規格	
一般救助用器具	かぎ付きはしご	関東梯子 KHFL-TOT31	1
	三連梯子	関東梯子 KHFL-CT87(蒲郡型)	1
	救助マット	スコープ ジャンピングクッションMRC16	1
	救命索発射銃	レスキューマックス #411 (白井救助シール)	1
	サイバースリング	サーバイバスリング AZ1031-1	1
	平担架	タイタン901-150型	1
	ロープ	東京製綱 200m S (青・赤)	2
	カラビナ (TRR以外)	キーロックステンKA102ダブルストッパー KA102Wky-S	20
	滑車 (TRR以外)	KT-02A	5
重量物排除用器具	油圧ジャッキ	ホルマトロ pentheon ptr50 (白井救助シール)	1
	油圧スプレッダー		
	油圧コンビツール	ホルマトロ pentheon PCT14 (白井救助シール)	1
	可搬ウインチ	チルTU-16、張力計(TDM-N3000)	各1
	ワイヤーロープ	油圧ロック 12mm×3m、5m	各1
	マンホール救助器具	CMC アリゾナボーテックス キット (ブルー)	1
切断用器具	油圧切断機		
	エンジンカッター	マキタCE001GZ (白井救助シール)	1
		パワーソースキットXGT6 A-72039 (BL4050F)	1
	ガス溶断器	OZ イチネンTA370TB	1
チェーンソー	マキタMUC019GZ4 (白井救助シール) モータ部・チェーンソーバーセット (M450C)	1	

		パワーソースキットXGT6 A-72039 (BL4050F)	1
	鉄線カッター	ボルトクリッパー-ZBC (白井救助シール)	1
破壊用器具	万能斧	レスキューアックスDPX-2788	2
	ハンマー	トラスコ 両口ハンマーグラスファイバー (白井救助シール)	1
	携帯用 コンクリート破壊器具	レッドワン	1
呼吸保護用器具	空気呼吸器	ライフゼムA1-12-CX 警報機：モーションスカウト	5
	空気ボンベ	空気ボンベ：730CIII AZ (予備ボンベ含む)	5
隊員保護用器具	耐電手袋	ヨツギYS-101	2
	安全帯	ツヨロン FR4N-BL-120型 (カラビナAOC→ADTへ変更)	5
	防毒マスク	防毒マスク GM80-S	5
その他 救助用器具	携帯拡声器	レイニーメガホン 631 (黄色) (白井救助シール)	2
	投光器一式	モリタ Nomad (ノマド)	1
	携帯投光器 (防火衣対応)	ライトレスキュー STRIPE LIGHT (白井救助シール)	5
その他 救助工具	とび	鳶 グラスファイバー柄(名入れ)	1
	剣先スコップ	丸型フットステップ付きショベル (Dハンドル) グラスファイバー製柄 ANPCO DIN20121	1
NBC資機材	・ポータブルマルチガスモニター GX-6000		1

別表第1 (地域実情)

	品名	規格	
検索用器具	簡易画像 探索機※※	赤尾製品 サーチライフAK-10 (白井救助シール)	1
水難救助用器具	水難救助用器具一式	PFD BSR-905	5
		スローバック ゴージュバッグ25	2
TRR資機材	タイタン	CMC タイタンTI一体型 (チタン)	1
NBC資機材	化学防護服クラスB CPS7800		1
NBC資機材	・ポータブルガスモニターGX-3R 浮子式ガス採集器ホース付き		1
NBC資機材	・放射線量計 ICS-323C【電離箱】		1

別表第2

	品名	規格	
重量物排除用器具	マット型空気ジャッキ	ホルマトロ スタックバッグ HSB27 3枚 HSB74 3枚 別売り：コントローラー (HTC 12) 1式 エアホース (10m) 3本 開閉ホース 3本 レギュレーター (PRV12J) 1式 (白井救助シール)	1式
		ホルマトロ pentheon psp50 (白井救助シール)	1
	大型油圧スプレッダー	牽引チェーン pcs02 (ケース入り) (白井救助シール)	1
		アクセサリセット (ケース入り) ACS 02 (白井救助シール)	1
切断用器具	空気鋸	タイガーエアソー (白井救助シール)	1
	大型油圧切断機	ホルマトロ pentheon pcu50 (白井救助シール)	1
破壊用器具	ハンマドリル	マキタ HR006GZK (白井救助シール)	1
		パワースーツキット XGT6 A-72039 (BL4050F)	1
	防塵マスク	DR77SR2 シゲマツ	5
	送排風機	Right Rescue SUPER マキタ XGT V18 (白井救助シール)	1
		パワースーツキット XGT6 A-72039 (BL4050F)	1
隊員保護用器具	耐電衣	ヨツギ YS-121-41-05	2
	耐電ズボン	ヨツギ YS-122-1-3	2
	耐電長靴	ヨツギ YS111-9-8	2

その他資機材

	品名	規格	
一般 救助用器具	サバイバースリング 又は救助用縛帯	ヘリタックホットシート	1
		被災者吊上げベルト R-N430	1
		KED ファーノ_ケット モデル125	1
重量物 排除用器具	油圧ジャッキ	延長パイプ 440mm	1
		クロスラムサポート xrs01	1
切断器具	エンジンカッター	金属等：A-68183 非金属：A-53877 マルチ：A-36647	各5
		チャップス OREGON 090-336-001 セイバーズ	1
	チェーンソー	替刃 A-73645 (上記セット内の刃と同等)	3
破壊用器具	ガラス破壊器具	マキタレシプロJR002GZ ガラスマスター (白井救助シール)	1
		パワーソースキットXGT6 A-72039 (BL4050F)	1
		替刃 マキタ：A-61656 ：A-61662	各5
その他 救助用器具	携帯投光器 (FJ対応)	FS JAPAN OLGHT Seeker 3 Pro	5
		V51 ライトホルスター	5
	携帯投光器 (NBC対応)	バルカン180F (白井救助シール)	2
破壊用器具	ハンマドリル用ビット	・3D超硬ドリル26mm A54798 5本 ・ブルポイント A17332 2本 ・タイルチゼル A17376 2本 ・スケーリングチゼルA17360 ・スコップ A17653 2本	1式
呼吸保護用器具	総排風機	ダクト・ショルダー 別売り	1
その他	熱画像直視装置	SEEK リヴィールプロ	3
	ホルマトロpentheon 別売	リチウムイオンバッテリーpbpa287 充電器pbch4 デジチェンdcpc1 オンツールチャージコードpotc1	各4
	エルボー・ニーパッド	HWI	5

アクロック	FSロックアウトセット 138-148-012	1
セフティコーン	ライトアップコーン (折りたたみ式) PCS-70PW	2
方向指示板	LED矢印板 (折りたたみ式) JLE-10	1
LED合図灯	Jwin JDH-R48	5
エントリーツール	スナップオン FSJAPAN 消防車特殊工具セット	1
台車・かご台車	花岡車両 F-CART 2×4 SS22	1
夜行チョッキ	FSジャパン ボーンズメッシュベストBN-2 ブラック 背中名入れ 上段 (白井救助) 下段 (INZAI FIRE DEPT.)	5
安全管理チョッキ印西仕様	(株)ナカネ 別紙参照	4
マルチスリング	7m×2 5m×2	4
シャックル	大洋 RBS-5T 全て大	4
インパクトドライバー	マキタ TD002GZ (白井救助シール)	1
	パワーソースキットXGT6 A-72039 (BL4050F)	1
	ドリルビットセット B-49373	1
張力計	エンフォーサー	1
車両固定ツール	レスキューブロック ステップチョーク	各1
バックボード	ファーノ	1
エアバックセーフ	ホルマトロ シャープエッジカバー (保護カバー) (白井救助シール)	1
デジカメ	RICOH WG 最新機種	1
ツールステーション	ホルマトロ	1
シャープエッジカバー	ホルマトロ	1

その他

消火器	現行のもの	1
ロープ	東京製綱 200m (白・黄)	2
ガンタイプノズル	TS-0501-S	1
ホースバッグ	TW40 (名入れ: 白井消防署)	1
爪つきジャッキ	低床爪ロングタイプ G-100TLC 低床爪ロングタイプ G-60TLC 標準タイプ G-200C	1
グラスマスター	ホルマトロ	1
救助用鋏	エルサントレスキューシザーズ	1
ドアオープナー	ホルマトロ フォーシブルエントリーツール T1	1
関東梯子製付属品	3点 クレーン救出金具 Aフレ 補強	各1
とび	鳶 グラスファイバー柄(名入れ)	1
グラインダー	GA047GZ	1
	パワースーツキットXGT6 A-72039 (BLA050F)	1
	金属等: A-70421 非金属: A-53481 マルチ: A-36756	各5
ロープバッグ	セイバーズ BUCKET15 BLACK ×1 RED ×1	各1
ロープバック専用ロープ	エーデルワイス TENP11 赤色 30m	各2
	スターリンリット レスポンスロープ30m	各2
破壊用器具	ライトレスキュー ハリガン レガシータイプ	1
車両ジャッキ	ガデリウスファーストレスポonderジャッキ 485 チェーンセット	1
ジャッキ用保護マット	マット型空気ジャッキ用 保護用ゴムマット500	2
ワンタッチカラビナ	ペツル SMD ウォールブラック	10
剣先スコップ	丸型フットステップ付きショベル (Dハンドル) グラスファイバー製柄 ANPCO DIN20121	3
緊援隊用バッグ	FSジャパン BIG96 ビックバック (名入れ: 印西地区消防組合)	5

ライフガードチューブ	A- 5 (レッド)	1
電子ホイッスル	セイバーズ 135-275-015	2
足カバー	セイバーズオリジナル 反射付足カバーHI-1 111-300-176	5
クアドラノズル用カラビナ	クイックカラビナ タイタンツイストロッナADT	3
ストップウォッチ	セイコー デジタル グレーS VAS011	2
メジャー	KMC-31NJB KOMELON	2
チャップス	TC- 1 0 0	1
チップソーカッタ	CS001GZ	1
	パワーソースキットXGT6 A-72039 (BL4050F)	1
	一般木材 : A-1 4 4 3 9 ステン・金工 : A-7 3 5 7 0	各 5
万能斧	レスキューアックスDPX-2788	3
鉄線カッター	s k-11 SK11 ステン刃ミニクリッパーSPD-C201S	1
予備空気ボンベ	シゲマツ 7 3 0 CIII AZ	9

ロープレスキュー資器材要望一覧表

品名		規格	数量
ロープ アクセサリ	ロープ	CMC G11ライフライン (100m) (ブルー1、イエロー1)	2
		CMC G11ライフライン (50m) (ブルー1、イエロー1)	2
		CMC G11ライフライン (25m) (オレンジ)	4
	ブルージックコード	CMC 145cm × 8mm (赤)	20
		CMC 170cm × 8mm (緑)	15
	ウェビング	CMC チューブラーウェビング (黄)	5
		CMC チューブラーウェビング (青)	5
		CMC チューブラーウェビング (橙)	5
		CMC チューブラーウェビング (赤)	2
	アンカースリング	PETZL スタノー (60cm)	5
		PETZL アノー (80cm)	4
		PETZL アノー (120cm)	4
		CMC テクソーラ ブラック マンバ (1m)	5
		CMC テクソーラ ブラック マンバ (1.5m)	4
		CMC テクソーラ ブラック マンバ (2m)	4
	エッジプロテクター	CMC ウルトラプロ 2エッジプロテクター	1
	エッジパッド	CMC ラージ	2
	エッジガード	CMC ミディアム	2
フットテープ	PETZL フットテープ	4	
ロープエンド	CMC ロープエンド (6mm~11mm)	3	

収納バック	ロープバッグ	CMC #2×8 (ブルー4、イエロー4)	4
		CMC #2×2 (オレンジ)	1
	プロポケット	CMC プロポケット ブラック	5
	ロータステックパック	CMC ロータステックパック	1
	リッターカバー	CMC リッターカバー	1
ハードギア	DCD	CMC クラッチ11mm	1
	カラビナ	CMC プロシリーズ アルミキーロックカラビナ オートロック (G)	50
		CMC プロテック キーロックカラビナ オートロック キーパービン	10
		CMC DNAオートロックカラビナ (NFPA)	1
	クイックリンク	CMC デルタ (10mm)	4
	プーリー	CMC プロスイベル プーリー	3
		CMC プロスイベル ダブル プーリー	2
		CMC レスキュー プーリー	6
		CMC ダブル レスキュー プーリー	2
	レスキューエイト	CMC ラペルエイト	2
	スイベル	CMC レスキュースイベル	2
	アンカープレート	CMC アルミ・レッド	1
		PETZL ポー M	2
	ロープクランプ	PETZL アッセンション 左手用 (ブラック)	2
		PETZL アッセンション 右手用 (イエロー)	2

要救助者用 ハーネス	タイタンハーネス	CMC レスキュー リッターハーネス	2
	タイインシステム (足部用)	CMC タイインシステム ペルビックハーネス	1
	ヴィクティムハーネス	CMC ヴィクティムハーネス	1
		CMC ヴィクティムチェストハーネス	1
	SKED	CMC スケッドベーシックレスキューシステム	1
	ハーフSKED	CMC ハーフスケッドペイシエントドラグ	1
その他	フルボディハーネス	PETZL ニュートンファスト国際バージョン	5
	フォールアレスト用ランヤード	PETZL アブソービカー-Y MGO国際VER エネルギーアブソーバー及びMGO110mm (各2個 計10個) 付きダブルランヤード (150cm)	5
	モバイルフォールアレスター	PETZL アサップロック	2
	モバイルフォールアレスター用アブソーバー	PETZL アサップソーバーアクセス	2
	フォールアレスター用カラビナ	PETZL オーケー トライアクトロック	30
	アズテック	CMC アズテック プロシリーズ LTシステム	5
	スローバッグ	PETZL ジェット 250g	1
	墜落制止用器具	ツヨロン 50D型	5
		ツヨロン 50BD型	5

NBC資機材

	品名	個数
	表面汚染用放射線量計 TGS-146B	1
	密閉缶 CTB-30(200)	2
	救助ハサミ s-cut	2
	プライバシーキット HM-5002	5
	オーバークラブ (クラスA)	4
	オーバークラブ (クラスB)	1
	・携帯型サーベイメーター RadeEye-B20J	1
	・個人線量計 マイドーズミニX PDM-127B	5
	・吸収缶 CA-27L3	5
	・吸収缶 CA-104N2	5
	・NBCバック (ツールキャリーバック)	1
	・S-CUT	2
	・汚染区域標識 (ホットゾーン)	1
	・危険区域標識 (進入統制ライン)	1
	・除染区域標識 (除染区域)	1

テロ対策用特殊救助資機材

品名		個数
赤尾 除染テント MQ-DTS-2 W 2 m×L 3 m×H2. 4m ・電動送風機 ・ホース ・名入れ×2 ・高圧ポンプアタッチメントホース付		1
オ ブ シ ョ ン	給湯器 赤尾TM-482F-K [ポンプ車直結式]	1
	排水ポンプ 赤尾	1
	汚水用水槽 赤尾組み立て式水槽 1 0 0 0L(排水用)	1
	担架	1
	蛍光灯	1
噴霧器		1
化学防護服クラスA CPS7900		4

設 計 書

年度	令和 6 年 度	印西地区消防組合消防本部			
	事 業 名	救助工作車（Ⅱ型）購入			
	納 入 期 限	令和 7 年 3 月 3 1 日（月）			
	納 入 先	千葉県白井市復 1 1 4 7 番地 1 印西地区消防組合白井消防署			
物 品 概 要	別添仕様書のとおり				
設 計 金 額 金 円					
番号	品 名	数量	単位	単 価	金 額
1	救助工作車（Ⅱ型）	1	台	円	円
	小 計				円
	消 費 税 相 当 額				円
	合 計				円